\bigcirc 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十二年大蔵省令第八号)

改正案	現行
第三条(略)	第三条(略)
2•3 (略)	2 • 3 (略)
4 労働金庫が預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第六十五	4 労働金庫が預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第六十五
条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定す	条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定す
る合併等を行った同条第一項に規定する救済金融機関又は同法第百	る合併等を行った同条第一項に規定する救済金融機関に該当する場
二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第百二十	合には、当該労働金庫について、当該労働金庫又は当該労働金庫及
六条の二十八第二項に規定する特定合併等を行った同条第一項に規	びその子会社等が該当する前条第一項又は第二項の表の区分に応じ
定する特定救済金融機関等に該当する場合には、当該労働金庫につ	た命令は、当該労働金庫又は当該労働金庫及びその子会社等の自己
いて、当該労働金庫又は当該労働金庫及びその子会社等が該当する	資本比率以上の自己資本比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令
前条第一項又は第二項の表の区分に応じた命令は、当該労働金庫又	とする。
は当該労働金庫及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比	
率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。	